

令和6年度三浦市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度の三浦市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,115千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,057,271千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月4日提出

三浦市長 吉 田 英 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰入金		1,182,429	316	1,182,745
	1 基金繰入金	1,182,429	316	1,182,745
20 諸収入		285,883	1,799	287,682
	5 雑入	187,708	1,799	189,507
歳入合計		22,055,156	2,115	22,057,271

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5,953,703	2,115	5,955,818
	1 総務管理費	5,550,939	2,115	5,553,054
歳出合計		22,055,156	2,115	22,057,271

議案第50号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年12月4日提出

三浦市長 吉 田 英 男

専 決 処 分 書

衆議院議員総選挙に係る予算につき、急施を要するので地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

令和6年度三浦市一般会計補正予算（第3号）

令和6年10月3日

三浦市長 吉 田 英 男

令和 6 年度三浦市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度の三浦市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 39,277 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,055,156 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		3,296,236	39,277	3,335,513
	3 委託金	13,852	39,277	53,129
歳入合計		22,015,879	39,277	22,055,156

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,914,426	39,277	5,953,703
	4 選挙費	28,507	39,277	67,784
歳出合計		22,015,879	39,277	22,055,156

三浦市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(三浦市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 三浦市職員の給与に関する条例(昭和30年三浦市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第17条の2第3号及び第4号並びに第17条の3第1項第1号及び第4項第1号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(三浦市消防団条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 三浦市消防団条例(昭和30年三浦市条例第47号)第5条第1号

(2) 三浦市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年三浦市条例第29号)第6条第1号

(3) 三浦市三崎水産物地方卸売市場条例(昭和47年三浦市条例第20号)第8条の3第2号

(4) 三浦市職員の退職手当に関する条例(昭和48年三浦市条例第4号)第19条第1項第1号及び第5項第2号、第20条の見出し及び同条第1項第1号、第21条第1項第1号並びに第23条第4項

(三浦市まちづくり条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 三浦市まちづくり条例(平成20年三浦市条例第20号)第55条

(2) 三浦市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年三浦市条例第19号)附則第7項及び第8項

(三浦市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第4条 三浦市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年三浦市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附則を次のように改める。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、第4条中三浦市議会の個人情報の保護に関する条例附則の改正規定は、公布の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(三浦市職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 3 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮（刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮をいう。）以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の三浦市職員の給与に関する条例第17条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第4項（第3号に係る部分に限る。）並びに第2条の規定による改正後の三浦市職員の退職手当に関する条例第19条第1項及び第5項、第20条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第23条第4項並びに三浦市職員の退職手当に関する条例第23条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和6年12月4日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市市税条例の一部を改正する条例

三浦市市税条例（昭和49年三浦市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の5第1項中「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の法（以下「令和6年旧法」という。）」を「法」に改め、同条第2項から第6項までの規定中「令和6年旧法」を「法」に改める。

附則第4条の5中第15項を第17項とし、第14項を第16項とし、第13項を第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第4条の5第12項中「令和6年旧法附則第15条第25項第3号ハ」を「法附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「令和6年旧法附則第15条第25項第3号ロ」を「法附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「令和6年旧法附則第15条第25項第3号イ」を「法附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「令和6年旧法附則第15条第25項第2号ハ」を「法附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「令和6年旧法附則第15条第25項第2号ロ」を「法附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「令和6年旧法附則第15条第25項第2号イ」を「法附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の附則第4条の5の規定は、令和7年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和6年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

3 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附

則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

令和6年12月4日提出

三浦市長 吉 田 英 男

三浦市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(三浦市道路占用料条例の一部改正)

第1条 三浦市道路占用料条例（昭和49年三浦市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料の額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1月	107円
	第2種電柱		164円
	第3種電柱		222円
	第1種電話柱		96円
	第2種電話柱		153円
	第3種電話柱		210円
	その他の柱類		10円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1月	1円
	地下に設ける電線その他の線類		1円
	路上に設ける変圧器	1個につき1月	94円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1月	57円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1月	191円
	郵便差出箱		80円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1月	148円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	191円
法第32条第1項第2	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1月	6円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		9円

号に掲げる物件	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				12円	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの				23円	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの				57円	
	外径が1メートル以上のもの				115円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1月	1円	
			その他のもの		2円	
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本につき1月	153円
		その他のもの	上空に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき	96円
	地下に設けるもの		57円			
	その他のもの			1月	191円	
	法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1月	191円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		A×0.004×1／12		
		階数が2のもの			A×0.006×1／12	
		階数が3以上のもの			A×0.007×1／12	
	上空に設ける通路				74円	
	地下に設ける通路				44円	

	その他のもの			96円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	15円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	148円
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチで あるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1日	15円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	148円
	標識		1本につき1月	153円
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	15円
		その他のもの	1本につき1月	148円
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	15円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	148円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,478円
		その他のもの		739円
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1月	191円
政令第7条第3号に掲げる施設				$A \times 0.031 \times 1 \div 12$
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料				148円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び				191円

同条第7号に掲げる施設			
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		$A \times 0.012 \times 1 \div 12$
	上空に設けるもの		$A \times 0.017 \times 1 \div 12$
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	$A \times 0.004 \times 1 \div 12$
		階数が2のもの	$A \times 0.006 \times 1 \div 12$
		階数が3以上のもの	$A \times 0.007 \times 1 \div 12$
	その他のもの		$A \times 0.025 \times 1 \div 12$
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		$A \times 0.015 \times 1 \div 12$
	その他のもの		$A \times 0.011 \times 1 \div 12$
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		$A \times 0.015 \times 1 \div 12$
	上空に設けるもの		$A \times 0.022 \times 1 \div 12$
	その他のもの		$A \times 0.031 \times 1 \div 12$
政令第7条第12号に掲げる器具			$A \times 0.025 \times 1 \div 12$

（三浦市河川占用料条例の一部改正）

第2条 三浦市河川占用料条例（平成16年三浦市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表通路の項中「334円」を「434円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の三浦市道路占用料条例若しくは三浦市河川占用料条例の規定により算定され、又はこれらの規定を準用し、若しくはそれらの規定の例により算定された占用料等（当該占用等の期間がこの条例の施行の日前に開始するものにあつては、同日前の占用等の期間に係る占用料等に限る。）であつて、同日前に賦課が行われ、同日の前日までの間においてその徴収が完了していないものに係る額、徴収の方法等については、この条例の施行の日以後においても、なお従前の例による。

令和 6 年 12 月 4 日 提出

三浦市長 吉 田 英 男

令和6年度三浦市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度の三浦市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ549,526千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,606,797千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加は、「第5表 地方債補正」による。

2 地方債の変更は、「第5表の2 地方債補正」による。

令和6年12月4日提出

三浦市長 吉 田 英 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		5,127,209	40,364	5,167,573
	1 地方交付税	5,127,209	40,364	5,167,573
14 国庫支出金		3,335,513	69,017	3,404,530
	1 国庫負担金	2,273,937	74,709	2,348,646
	2 国庫補助金	1,008,447	△5,692	1,002,755
15 県支出金		1,095,277	34,771	1,130,048
	1 県負担金	783,263	36,201	819,464
	2 県補助金	239,584	△1,430	238,154
17 寄 附 金		1,010,050	35,000	1,045,050
	1 寄 附 金	1,010,050	35,000	1,045,050
18 繰 入 金		1,182,745	306,084	1,488,829
	1 基金繰入金	1,182,745	306,084	1,488,829
19 繰 越 金		100,000	35,495	135,495
	1 繰 越 金	100,000	35,495	135,495
20 諸 収 入		287,682	37,449	325,131
	5 雑 入	189,507	37,449	226,956
21 市 債		2,893,246	△8,654	2,884,592
	1 市 債	2,893,246	△8,654	2,884,592
歳 入 合 計		22,057,271	549,526	22,606,797

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		184,181	△2,203	181,978
	1 議 会 費	184,181	△2,203	181,978
2 総 務 費		5,955,818	277,101	6,232,919
	1 総務管理費	5,553,054	258,219	5,811,273
	2 徴 税 費	189,122	10,872	199,994
	3 戸籍住民基本台帳 費	101,780	9,127	110,907
	4 選 挙 費	67,784	△1,931	65,853
	5 統計調査費	9,142	363	9,505
	6 監査委員費	34,936	451	35,387

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		6,709,520	168,928	6,878,448
	1 社会福祉費	3,888,630	146,495	4,035,125
	2 児童福祉費	1,332,985	7,673	1,340,658
	3 生活保護費	1,487,904	14,760	1,502,664
4 衛 生 費		2,416,451	△36,293	2,380,158
	1 保健衛生費	781,468	959	782,427
	2 清 掃 費	1,367,009	△63,952	1,303,057
	4 水 道 費	4,489	26,700	31,189
5 農林水産業費		423,020	4,944	427,964
	1 農 業 費	172,948	1,675	174,623
	2 水産業費	250,072	3,269	253,341
6 商 工 費		243,782	24,461	268,243
	1 商 工 費	243,782	24,461	268,243
7 土 木 費		2,535,286	42,788	2,578,074
	1 土木管理費	56,172	12,471	68,643
	2 道路橋りょう費	601,536	6,450	607,986
	3 河 川 費	33,330	9,852	43,182
	4 都市計画費	925,454	17,083	942,537
	5 住 宅 費	918,794	△3,068	915,726
8 消 防 費		843,183	3,020	846,203
	1 消 防 費	843,183	3,020	846,203
9 教 育 費		912,690	66,369	979,059
	1 教育総務費	194,945	25,168	220,113
	2 小学校費	193,885	377	194,262
	3 中学校費	117,013	8,758	125,771
	4 学校給食費	178,272	14,911	193,183
	5 社会教育費	146,366	17,524	163,890
	6 保健体育費	82,209	△369	81,840
11 公 債 費		1,783,333	411	1,783,744
	1 公 債 費	1,783,333	411	1,783,744
歳 出 合 計		22,057,271	549,526	22,606,797

第 2 表 継続費補正

(変 更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
4 衛生費	2 清掃費	環境センター改修 (中継施設) 事業	170,506	令和3年度	2,871	181,951	令和3年度	2,871
				令和4年度	84,398		令和4年度	84,398
				令和5年度	0		令和5年度	0
				令和6年度	83,237		令和6年度	24,766
							令和7年度	69,916

第 3 表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金 額
4 衛生費	1 保健衛生費	子育て世代包括支援事業	22,000
6 商工費	1 商工費	三浦海岸海水浴場再生事業	35,692
7 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう維持修繕事業	23,000
	3 河川費	河川維持管理事業	4,862
8 消防費	1 消防費	消防団一般管理事業	7,810
		防災一般管理事業	286
9 教育費	1 教育総務費	小学校教育環境適正化事業	2,742
	3 中学校費	中学校教材教具整備事業	8,732

第 4 表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
固定資産税土地評価システム評価替え業務 (税務課)	令和7年度から 令和8年度まで	25,410

第 5 表 地方債補正

(追 加)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
一般会計出資債	26,700	普通貸借又は証券発行 事業の進捗 その他の都合 により起債の 全部又は一部 を翌年度に繰 り越して起債 することがで きる。	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金、地方公共団 体金融機構資金 及び銀行等引受 について、利率 の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の 利率)	政府資金について は、その融通条件に より、銀行その他の 場合には、その債権 者との協定条件によ る。ただし、市財政 の都合により据置期 間及び償還期限を短 縮し、若しくは繰上 償還又は低利債に借 換えることができる。
河川整備事業費	2,400	同上	同上	同上

第 5 表 の 2 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
環境センター改修（中継施設）事業費	55,000	18,000
橋りょう維持修繕事業費	10,200	10,700
臨時財政対策債	43,946	42,692

令和6年度三浦市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和6年度の三浦市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,239千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,627,133千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月4日提出

三浦市長 吉 田 英 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 県支出金		3,862,717	198	3,862,915
	1 県補助金	3,862,717	198	3,862,915
6 財産収入		3	55	58
	1 財産運用収入	3	55	58
7 繰入金		447,411	2,986	450,397
	1 他会計繰入金	430,192	2,986	433,178
歳 入 合 計		5,623,894	3,239	5,627,133

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		94,510	3,184	97,694
	1 総務管理費	89,857	2,728	92,585
	2 徴 税 費	4,397	456	4,853
5 基金積立金		10,336	55	10,391
	1 基金積立金	10,336	55	10,391
歳 出 合 計		5,623,894	3,239	5,627,133

令和6年度三浦市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度の三浦市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ741千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,044,330千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月4日提出

三浦市長 吉 田 英 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		186,179	△741	185,438
	1 他会計繰入金	186,179	△741	185,438
歳入合計		1,045,071	△741	1,044,330

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		18,773	△741	18,032
	1 総務管理費	18,773	△741	18,032
歳出合計		1,045,071	△741	1,044,330

令和6年度三浦市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度の三浦市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,792千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,030,941千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月4日提出

三浦市長 吉 田 英 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,363,516	333	1,363,849
	2 国庫補助金	347,137	333	347,470
4 支払基金交付金		1,567,589	375	1,567,964
	1 支払基金交付金	1,567,589	375	1,567,964
5 県支出金		852,507	174	852,681
	2 県補助金	30,593	174	30,767
6 財産収入		5	145	150
	1 財産運用収入	5	145	150
7 繰入金		1,006,560	23,010	1,029,570
	1 他会計繰入金	915,424	△329	915,095
	2 基金繰入金	91,136	23,339	114,475
8 繰越金		1	5,755	5,756
	1 繰越金	1	5,755	5,756
歳入合計		6,001,149	29,792	6,030,941

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		120,904	△503	120,401
	1 総務管理費	79,813	△1,104	78,709
	2 徴収費	2,967	343	3,310
	3 介護認定審査会費	38,124	258	38,382
3 地域支援事業費		211,912	1,389	213,301
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	150,101	1,288	151,389
	2 包括的支援事業・任意事業費	61,811	101	61,912
4 基金積立金		5	145	150
	1 基金積立金	5	145	150
6 諸支出金		2,041	28,761	30,802
	1 償還金及び還付加算金	2,041	28,761	30,802
歳出合計		6,001,149	29,792	6,030,941

令和6年度三浦市市場事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度の三浦市市場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,048千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ424,501千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月4日提出

三浦市長 吉 田 英 男

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 財産収入		1	61	62
	1 財産運用収入	1	61	62
4 繰入金		130,064	2,987	133,051
	1 他会計繰入金	100,064	2,987	103,051
歳入合計		421,453	3,048	424,501

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		75,039	2,900	77,939
	1 総務管理費	75,039	2,900	77,939
4 公債費		69,937	148	70,085
	1 公債費	69,937	148	70,085
歳出合計		421,453	3,048	424,501

令和6年度三浦市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度三浦市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度三浦市水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)		(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
	収		入	
第1款	資本的収入	486,772千円	0千円	486,772千円
第1項	企業債	456,000千円	△26,700千円	429,300千円
第2項	出資金	0千円	26,700千円	26,700千円
第3項	負担金	30,771千円	0千円	30,771千円
第4項	固定資産 売却代金	1千円	0千円	1千円

令和6年12月4日提出

三浦市長 吉 田 英 男